

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年11月6日
事業者の氏名又は名称	株式会社Will(法人番号8470001006124)(代表者 堺裕二)
事業者の所在地	香川県高松市鬼無町佐料16番地13
営業所の名称	鶴市営業所
営業所の所在地	香川県高松市鶴市町62番地1
行政処分等の内容	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第4項、第27条第1項
違反行為の概要	<p>令和4年8月19日及び同年9月20日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)名義貸しを行っていたこと(貨物自動車運送事業法第27条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	33点
違反点数(事業者)	33点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年11月17日
事業者の氏名又は名称	有限会社大建(法人番号1500002019540)(代表者 大澤健吾)
事業者の所在地	愛媛県今治市天保山町2丁目1-11
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県今治市天保山町2丁目1-11
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和5年7月11日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、11件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(6)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(7)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(8)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(10)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(11)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年11月29日
事業者の氏名又は名称	有限会社古賀通商(法人番号9470002015552)(代表者 乃生須新也)
事業者の所在地	香川県坂出市林田町107番地8
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県坂出市林田町107-8
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和5年6月29日及び同年7月5日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転並びに休日労働の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の休日労働の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(8)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	7点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年11月29日
事業者の氏名又は名称	四国中央物流株式会社(法人番号1500001015144)(代表者 由藤伸岳)
事業者の所在地	愛媛県四国中央市寒川町1104-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県四国中央市寒川町1104-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項、第18条第1項
違反行為の概要	<p>令和5年7月27日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転並びに休日労働の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間及び休日労働の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(7)要件を満たさない者が運行管理者の業務の補助者として点呼を行っていたこと(安全規則第18条第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	7点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。